

李明博韓国大統領の言動に抗議し、政府に対韓国外交の見直しを求める意見書

韓国の李明博大統領は、8月10日に島根県・竹島に不法上陸した。このような行為は、これまで連綿と築きあげられてきた日韓の信頼関係を根本から覆すものであると言わざるを得ない。日本政府はこの事態を深刻に受けとめ、韓国に対し、わが国の断固たる抗議の意思を伝えるとともに、早急に対応方針を固め、毅然とした措置をとらねばならない。

また、李大統領は、14日、天皇陛下の韓国訪問に言及し、「韓国を訪問したいならば、独立運動で亡くなった方々に対し心からの謝罪をする必要がある」と述べた。そもそも、天皇陛下の韓国訪問については、李大統領が平成20年に来日した際、両陛下に直接招請したものであるにもかかわらず、今回、謝罪がなければ「訪韓の必要がない」などと発言することは、極めて礼を失するものであり、到底容認し得えない。

政府は韓国政府に対して李大統領の謝罪及び撤回を強く求めるべきである。

さらに、李大統領は15日の「光復節」での演説で、いわゆる従軍慰安婦問題についても言及し、「日本の責任ある措置を求める」などと述べているが、そもそも1965年の日韓基本条約において、いわゆる従軍慰安婦問題等を含めた諸問題は「完全かつ最終的に解決」されており、かつ人道上の措置も講じている。そうであるにもかかわらず、昨年12月に李明博大統領が来日した際に、いわゆる従軍慰安婦問題について、野田首相が「知恵を絞っていきたい」と不用意な発言をしたことが、今回の大統領の発言の一因とも言える。

わが国は、アジア太平洋地域をはじめ国際社会における平和、安定、繁栄に向け、韓国との友好国関係を強化させると共に、大局を見失わず、主張すべきは主張し、措置すべきは措置し、領土・領域の保全を全うし、国益を冷静に、断固として守っていくべきである。

よって、政府は竹島問題の重要性に鑑み、韓国が一刻も早く不法占拠を停止するよう、国際司法裁判所（ICJ）提訴にとどまらず、対韓国外交の総合的見直しを進めるべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年 9月27日